

第4日目（6月9日）

第2回福生市議会定例会会議録（第9号）

平成18年6月9日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部長	田中 益雄君	生活環境部長	吉沢 英治君	福祉部長	星野恭一郎君
都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君	参 事	嶋崎 政男君
選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員事務局長	伊藤 章一君	課税課長	岡野 康弘君
保険年金課長	田中 実君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	小林 作二 君	議事係長	大内 博之 君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子 君
-------------	---------	------	---------	---------------	---------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月9日（金）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 請願書の取り下げ願いについて（請願第16－1号、「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出に関する請願書）
- 日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画法条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕
- 日程第7 議案第39号 福生市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第40号 福生市児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第41号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第42号 福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第11 議案第43号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第14 議案第46号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第15 議案第47号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第16 議案第48号 市道路線の廃止について
- 日程第17 陳情第18－6号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書
- 日程第18 陳情第18－7号 学童保育に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第2回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（小林議会事務局長報告）

1 請願書の取り下げ願いについて（請願第16-1号）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに請願の取り下げが1件提出されております。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり昨日残りました一般質問を日程第1に、また日程第2として新たに提出されました請願の取り下げについてを組みました。その次に日程第3から昨日残りました議案等を編成させていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。16番青海俊伯君。

（16番 青海俊伯君質問席着席）

○16番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、さきの通告に従い一般質問をいたします。

項目としましては3項目、公会計制度について、動物との共生について、介護保険の改正と激変緩和策についてであります。

それでは、順を追って質問をいたします。第1項目の公会計制度についてですが、東京都は4年間の準備期間をかけ、22億円を投資して本年4月から公として始めての本格的な複式簿記、発生主義会計をスタートしたことは御承知のとおりでございます。先日、東京都の財務局主計部及び出納長室の部課長さんから直接東京都の公会計改革について説明を受ける機会を得ましたので、その折りの指導や内容をベースとして何点か福生市の姿勢をお伺いするものであります。

現行の単式簿記、現金主義の限界を東京都では四つの欠如としてとらえています。

一つはストック情報の欠如、現金以外の資産、負債の情報の欠如であります。二つにはコスト情報の欠如、これは事業サービスに要した真のコストの欠如でございます。三つにはアカウンタビリティ、説明責任の欠如、総合的な財務諸表の説明の欠如に当たります。四つにはマネジメントの欠如、正確な費用対効果分析による事業評価の欠如、この四つであります。この四つの欠如を補完、改善するために機能するバランスシートを作成して対応をしたわけでございます。

しかしながら、決算後の組み替えでは主体的な取り組みに限界があるために、日常の会計処理から複式簿記、発生主義会計の導入が不可欠であり、個別事業の問題点を分析して、主体的に改善に取り組んでいくことが必要であると名言しております。

かの石原都知事が、今までの都知事在任中で一番大きな仕事として何をしたと言えるのだろうかという記者の質問に、公会計制度改革、後にも先にもこれが一番の大きな成果であると名言しております。

それはともあれ、福生市においても年に1回、官庁会計を組み替えてバランスシートを作成しておりますが、この行政コスト計算書をさらに発展させた複式簿記、発生主義会計に基づく事業別財務諸表への取り組みについてどのように考えていますか、最初にお伺いをいたします。

次に、日々福生市においても取り組んでいただいている行政改革においても、何ゆえその事業が必要なのか、その事業を行うのに見合ったコストなのか、むだを排除するところはないのか、あるいは施設管理などを中心として個別な事業においては指定管理者制度への移管、あるいは民間への委託、あるいは日常の勤務の中に折り込んでいく事業はないかなど、事業の見直し、私どもの言葉でいうと事業仕分けと言っておりますけれども、どのように行っているのかお伺いするものであります。単に指定管理者に出す、出さないということではなく、財務会計的な、効率的な指標から見てもどうなのかといった判断はどうされているのかという点も含めて御答弁をいただきたい、このように思います。

この公会計改革を推進していくと、次の目標として単年度会計からの脱却、いわゆる年度内の予算を使い切るといった思考からの脱却につながってまいります。決算審査において予算の不用額への評価が変わってくるわけであります。

契約差金も含めて建設費用については予算執行残は多いことは評価されるし、民生費においては不用額の増大はそのサービスの利用度の解析につながり、不用額が少なく、予算計上時の目標に達したとの評価になると思います。このような予算執行の考え方も変わってくる単年度会計からの脱却についてはどのようなお考えを持っているのかお伺いするところであります。

二つ目に、動物との共生について質問をいたします。

今回、別の議員から犬のふんについての質問がございました。この動物との共生について、まち猫の話は以前一般質問させていただきましたけれども、この質問をするときに思い起したことがあります。私たちの周りにはいろいろな動植物、昆虫がいて、ともに生きてきました。

何年か前まで私の住む加美平の団地にも朝、カッコウの鳴き声が聞こえたり、春に

はうぐいすの声も聞こえました。もっとさかのぼって40年以上前になりますが、昭和の30年代には都内においても商店街を通り抜けたら雑木林があり、さまざまな鳥が巣をつくり、四季折々の時のうつろいを感じさせてくれました。そして住まいにはいつも犬や猫が当たり前のようにやってきて、食事時にサンマを取られたなんてことも日常だったと思います。

そのころはお年寄りから幼い子ども、障害を持った人も含めていろいろな個性を持った人や動物がともにまちを構成をしておりました。いつのころからでしょうか。あの小学校で習った私たちの年代の人がほとんど知っている「うさぎおいしかの山、こぶなつりしかの川」いわゆるふるさとの歌でございますが、形骸化し始めております。環境のこと、動物愛護のあり方、人の生き方などさまざまな課題と関係性を持つのが動物との共生であります。

そこで、福生市が地域猫への取り組みを始めたことに関しては大いに評価するものでございますが、この4月から開始された地域猫の不妊・去勢手術の助成制度の現況についてお伺いをいたします。

次に、他の自治体の取り組みはどのようなになっているのか、参考までにここでお聞きをしておきたいと思います。

この地域猫については、私はこのように考えております。地域の協力、理解と、ボランティアでずっと自己負担で不妊・去勢手術を行ってきているボランティアの方と行政が手を取り合ってできるところから実施していくことが大切であり、無理に小さな行政面積しかない福生市をさらに細分化して、無理に町会とかの単位に分けるのではなくて、現にえさをやっている、そしてできる範囲で管理をしている場所の中から、その周囲の方の御理解と協力を得て、その場所を地域猫として助成対象にしていくことが大切ではないかと考えております。

新たな枠組みではなく、現状に見合った枠をつくって、活動しているボランティアさんが活動しやすく、なおかつ地域の方が行政の後押しでやっている、将来にはその地域自体も住みやすくなるという将来像を理解して協力する体制をつくるのが大切ではないかと思っております。その意味で今後の助成制度のあり方についてお伺いをいたします。

この項目の最後に、動物との共生に関して今後の取り組みについてどのようにお考えになっているのかお伺いしてこの項の質問は終わらせていただきます。

大きな項目の三つ目でございますが、介護保険の改正と激変緩和策についてでございます。

私は介護保険制度の始まる時点から一般質問させていただいておりますが、そして介護保険制度の今回の改正で大きく変化をして、予防介護に制度自身が適応させるように改正されました。介護を家庭から地域社会へと展開して、介護をする側の負担軽減と社会の仕組みとしての制度を確立をいたしました。その中から在宅と施設入所という選択肢の中で、一番の理想は従来から住みなされた地域、自宅で元気があったところと同じように生活をしていく、いわゆる生活の質、尊厳ある生活、QOLといいますが、これを高める努力を行われてまいりました。

そこで、在宅サービスにおいては身体介護のほかに生活支援サービスとして食事、掃除、洗濯といったサービスも強化され、これらのさまざまなサービスによって安心した日々と安定した介護度が補償されるはずであったわけであります。

しかし、実施して時間が経過していくと、当初予定されていた介護度の安定は介護度の進捗、いわゆる重度化への傾向が強くなってまいりました。要介護度1、2の方が数年の間に確実に重度化をしていくといった統計が出てきたわけであります。これは残存する機能、残っている機能までも大変だからといってサービス提供することによって機能を失って、より介護が必要になっていくという連鎖であります。

これではいけないということで、在宅のサービス内容が見直されて、要介護度の認定も従来の介護度1を要支援2と要介護1におおよそ7対3、実態は若干違うようですが――振り分けて、介護度が重たくならないよう予防介護に重点を置き直そうという、高齢者の方にもそれぞれできることは自分でやらしてもらおうという意識改革も含めてこの制度改革が行われたものと考えております。

日本においてもこの発想の転換を行おうという意味合いで、フィンランド方式の介護を研究する地域も出てきております。仙台市はフィンランドと国と市とで連携をして、仙台市内に「仙台フィンランド健康福祉センター」のような研究施設をつくりました。

この高齢者には自分のできることは自分でやらしてもらうことの大切さを示すコラムがありますので、紹介をさせていただきますが、コラムニストの坂井愛子さんという方は、民間大手企業の学術部長などを歴任された薬剤師の資格をお持ちの方で、仙台市で初めて民間登用第1号として仙台市経済局国際経済課主幹に就任されております。

そして今、さきに紹介した「仙台フィンランド健康福祉センター」にかかわっておりますが、その坂井さんのコラムで「エリーおばあちゃん」というのがあります。短いコラムでございますが、「フィンランドの首都ヘルシンキから飛行機で1時間、クオピオ市にエリーおばあちゃんは住んでいます。77歳で1人暮らしのアパートには、近くに住む娘家族が時々訪ねてきます。日本からみれば涼しい夏でも、フィンランド人の人たちには暑い夏。おばあちゃんも夏は避暑を兼ねて湖畔のコテージ住まい。静かで美しい湖を見ながら心穏やかに過ごし、週末や夏休みには子どもたちや孫たちが訪れてきます。

そんなおばあちゃんのコテージにこの夏泊めてもらいました。ちょうど私の母と同じ年だったので、母が大好きなマッサージをしてあげると至福の顔付きで「こんなお客さんだと何度でも来て」と言ってくれました。やさしい笑顔と、二の腕のだぶだぶ感から故郷京都に暮らす母を思い出しました。

おばあちゃんは結構高齢なのに、子どもたちと一緒に暮らそうとは思わないようです。それどころから朝御飯にゆっくり起きてきたエリーおばあちゃんが1人でゆっくりと自分の朝食の用意を始めました。まずお皿をテーブルに運び、次にマグカップを運び、それからパンを取りにいった、若い人がすれば1回で済む作業を何回にも分けて自分で、それをだれも手伝おうとはしません。娘夫婦や孫にとっておばあちゃんはとても大事な存在。でも自分の朝御飯の準備は自分の仕事。そんな何気ない家族のシ

ーンに、お年寄りは大切に、若い人が動きなさいと教わってきた私は、じっと座っているよりお手伝いしたくなりました。大事な人に対する対処の仕方一つにも日本とフィンランドの風習の違いを見た気がしました」というコラムでございます。

この中に紹介されている接し方、まさに介護予防、あるいは残存機能、大げさにいうならばできることは自分でやっていこうという発想の原点を見る思いでございます。

さて、本題に戻って、このような経緯の中から改正された介護保険の課題と評価についてどのように見ておられるのかお伺いするものでございます。

また、このような介護度1を要支援2と要介護1に区分したことについてお伺いするものですが、改正前は介護度合いによるサービス総量の範囲の中であれば、本人の希望があれば特殊寝台、いわゆるツーモーター式の電動ベッドでございますが――の貸し付けを利用できました。その機能によって月額利用者負担が1200円から2000円程度でございましょうか、自己負担で済んだわけでございます。

今回、予防介護に当たる要支援2や、介護サービスを受けられる要介護1であっても、介護認定の折りの調査項目で「自分で起き上がることができる」というところにチェックが入りますと、「できますよ」というチェックが入りますと、この特殊寝台は利用できなくなります。車いすもしかりでございます。車いすの場合には「5メートル歩ける」というところにチェックが入ると車いすの使用はできなくなるという形になろうと思います。

本年の9月までの切り替えといいますか、猶予期間はあるものの、今全国的に特殊寝台の返却が多くて、介護福祉用具を取り扱う事業所は対応に苦慮しております。これらの方に対しての激変緩和策について何かお考えかをお伺いするものであります。

新聞によりますと、鹿児島の方の地域では一気に、電動ベッド500台を扱う業者さんは2カ月で約30台回収したと、あるいは4月だけで100台を回収したと、それも従来使っていて、使い勝手がいいと言われている方から、制度が変わったからと言って、極端な言い方をすると引きはがすような形で回収せざるを得ないということで、その福祉関係者の方々は回収が自立支援を阻害して症状を悪化させる例もあるのだと、市町村の裁量で例外措置が取れるように関係機関に訴えていきたいというような、これは地方の例ですが、南日本新聞に載っておりました。福生市においても私のところに何名かの方がベットを引き上げられたといいますか、なぜなのだろうということでございます。

確かに制度上はそういう理屈といいますか、論理なわけですが、実生活の中では既に使い勝手がよくて、それによって生活ができてきている、100人の高齢者の方が在宅で生活をする、100種類の生活のパターンが生まれると、千差万別でございます。そういう意味で、今申し上げたように激変緩和の策が何かないの、お伺いするところでございます。

3番目に、地域密着型のサービスについてお伺いするものでございます。かつては痴呆症、今は認知症といいます、認知症グループホームについては原則地域密着型ということで、その施設のある市民が対象ということになりました。既に入所されている方は対象外とされているようでございますが、今後ほかの市区町村からの受け入

れについて、そこの首長さんから依頼があって、該当事業所のある、例えば福生市の野澤市長がよしとすればオーケーであるというような形になっていると思いますが、この辺の考え方はいかがでございましょうか。

実際には首長同士で文書を交わすということはないと思いますが、担当部課長等でネットワークを組みながら相互の受け入れ等もされるかと思いますが、100%地域密着型でいくのか、それとも近隣と連携を取りながらやっていこうとするのかという点についてお伺いをいたします。

細部にわたって、あるいは御答弁の内容によってはこの後再質問、再々質問と、あと60分ございますので、しっかりと時間を使わせていただきたいと思いますので、以上で第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

公会計制度についての第1点目、複式簿記と発生主義会計の取り組みについて、東京都が始めた公会計制度をどのように考えているのかでございまして。制度についてはむしろ私なんかよりも青海議員さんの方が御存知かもしれませんが、若干の説明をさせていただきますと、東京都では都全体の財務状況をこれまで以上に正確、かつ迅速に把握することにより限られた資源の一層の効率的、効果的な活用にも努め、自治体経営の戦略的な運営を図っていくため、新たな公会計制度を導入したとのことでございます。

具体的には、現行の会計事務処理のほか支出の段階でキャッシュフロー計算書をベースに、日々バランスシート、いわゆる貸借対照表ですが――及び行政コスト計算書の積み上げを行っていく手法をとりまして、東京都全体の財務諸表のほかに会計別、局別並びに局内で選定した事業別でのバランスシート、行政コスト計算書の作成ができるようにしているとのことです。

なお、東京都ではこの新たな制度を導入するに当たりまして、日々の予算執行すべてに複式簿記による仕分けを行う必要があることから、財務会計システムを再構築し、従来の会計処理方法での複式簿記への勘定科目仕分けの自動化、公有財産にかかわる資産情報処理機能の追加、長期借入金である都債情報などストック関係情報の新財務会計への取り込みを図ったとのことでございます。

こうした東京都の取り組みは、資産や債務管理、事業に要する費用の管理、さらには財務情報の都民への開示や、決算分析から事務事業評価、予算編成等に至るまで多くの分野で活用することが可能でございまして、大変有意義なことと思っております。

国も4月に設置した「新地方公会計制度研究会」の報告を受け、総務省は地方自治体の会計に複式簿記の考え方を導入し、従来の現金主義会計から減価償却費や退職手当引当金などをあらかじめ計上する発生主義会計への移行や、これらを踏まえたバランスシートなどの財務諸表の整備について、実務レベルでの検討会を設置し、準備作業に着手していくということでございます。

市では現在は総務省が設置しました「地方団体の総合的な財政分析に関する調査研

究会」作成の全国統一形式のマニュアルに基づき、バランスシートと行政コスト計算書を作成し、その分析結果を予算編成等に反映しております。

東京都の取り組みの成果や、こういった自治体同士の比較という問題もございますので、国の動向も踏まえまして、複式簿記、発生主義会計の導入、事業別バランスシートの作成などについてさらに研究し、行財政運営の効率化を図っていく考えてございます。

次に、2点目の事業の仕分けについてということでございます。分権型社会における自治体については、地域にふさわしいサービスを、自立した市民が、みずから考え、決定し、さまざまな主体と行政が協働しながら進めるという分権型システムが求められているわけですが、そこでは情報、理解の共有を図りながら議論を進め、行政の役割、市民、民間企業等の役割について明確にしていくことが必要になってまいります。

例えば今まで行政が担うこととなっておりました公の施設の管理の場合でも、設置の理念、市民サービスの向上という基本方針に基づきいかに効率的、効果的な管理運営を目指すか、そのための運営主体をどうするかといったことを明かにすることが必要になってまいります。

「そもそもこの事業が必要か」ということから始める事業の仕分けという方法につきましては、不用な事業、扱うべき主体について整理し、結果として国や都、市民、民間を含めた担うべき役割を明確化することで、今後さらに明確にしていく必要があると、それぞれの事業について考えております。

また、本議会でも指定管理者制度の導入に関する施設設置条例の改正について御審議をいただきますが、担うべき役割を明らかにする中で、市民サービスの向上とコスト削減という一見相反する目標をいかに達成するか、その方法を議論していただくこととなります。このような指定管理者制度や、またそれ以外の外部委託につきましてもその対象事業、施設を仕分けすることが必要になります。

現在は市民サービスのあり方とともに現行のコストに比較しての削減という仕分けを行っておりますが、官と民が同じ条件のもとで競争する「市場化テスト」等も試行される中で、同じ土俵、同じ会計方法での競争、比較が求められ、そこから担うべき主体が明らかになると考えておりまして、その意味で公会計制度改革というものが重要になってくると、こんなふうに思っております。

次に、第3点目の単年度会計からの脱却についてですが、現在、予算編成作業の中で事務事業の予算計上額は的確に見積るようにしておりますが、結果として執行残が出てまいります。予算の執行残にはさまざまなケースがあり、工事代金や備品購入費の契約差金などによるものや、医療給付費や光熱水費など天候そのほかの影響によりまして執行額が年度によりばらつきが出て予算が余るものもございますし、経常的な予算のうち創意工夫や内部努力による執行残もございます。むだな支出を少しでも抑えて、予算を効率的にすることは大変重要でございますし、大変よい評価を与えていかななくてはならないというふうに思っております。

現在、その評価についての具体的な取り組みはしておりませんが、単年度予算を超えた予算配分への配慮も必要でございますし、また努力により執行残が出た事

業そのものの事務事業評価にも留意する必要があると思いますので、執行残についての取り扱いについて、今後予算編成方針等を作成する中で対応の研究をしてみたいと思います。

次に、動物との共生についての1点目、地域猫の不妊・去勢手術助成制度の現況についてですが、地域猫を考える市民会議は昨年10月から12回の会議を自主的に開催いたしまして、会則を初め会の運営方法等を決定しております。またふっさ桜まつりなどで2回のバザーを行い、資金の捻出に努力し、選定地域の町会・自治会へ担当職員と一緒に説明に出かけることも行っております。

おかげさまで2カ所、3町会・自治会で同意が得られ、モデル地区の同意書を取り交わす状況にきており、速やかに捕獲計画を町会・自治会とボランティアが調整をして具体化を進めていくという段階でございます。市内4カ所の動物病院とも協力依頼を行いまして、同意が得られて契約を結びました。

2点目の他の自治体の取り組みについてでございますが、三鷹市、府中市、調布市、多摩市、日野市、武蔵村山市の6市で補助が行われており、立川市、狛江市ではボランティア団体への委託金の名目で支出が行われております。清瀬市、東村山市、武蔵野市の3市は既に制度を廃止しております。

3点目、今後の助成制度のあり方について、地域限定の必要性についてでございます。地域限定につきましては、新宿区など他の先進地域では、例規上では地域指定をしておりますが、地域の協力があるところでしか効果が上がっていないということでございまして、したがって、地域が認め協力するということが前提になってくるのではないかと、こんなふうに思います。

ちなみに、東京都動物愛護推進総合基本計画、いわゆるハルプランと言われておりますが、その第3章の具体的施策の中でプラン3というところがございまして、適正飼養モデル地区事業の取り組みというのがございます。「さまざまな動物の飼養に関する問題の解決は、個々の飼い主はもとより、地域全体での取り組みが求められます。動物飼養の基本的ルールを守る地区として、区市町村ごとに適正飼養モデル地区を特定し、地域の動物愛護活動家や動物愛護推進員が不妊・去勢措置の促進、鑑札等身元標識装置の徹底、猫の屋内飼養の推進等地域の動物飼養マナーの向上を支援します。また模範的なモデル地区を示すなど適正飼養に当たっての目標を設定し、推進意欲を育みます」とあります。また東京都動物愛護相談センターの支援事業の援助も受けたいと考えておりますが、そこでも地域の指定がうたわれているところでございます。いずれにいたしましても、モデル事業として実施をさせていただくということでございます。

4点目、動物との共生に関しての今後の取り組みについてでございますが、人と動物の共生市民会議は、現在、犬の問題の検討をしております。先日も日野市へドッグランの視察に行ったと聞いております。具体的な提言がいただけるのではないかと、こんなふうに考えております。

次に、介護保険の改正と激変緩和策についての第1点目、改正された介護保険の課題と評価でございますが、自立への方向性という意味では評価できるところでござい

ますけれども、課題といたしましては介護予防への対応が大きな課題としてあると思います。

第3期の介護保険事業計画の中では、この介護予防や新予防給付のケアマネジメントや包括的な支援事業を行い、地域における総合的なマネジメントを行う中核拠点として地域包括支援センターを設置し、4月1日から事業を行っております。運営形態としては、その公共性及び中立、公平な事業運営の確保のため市が介護福祉課内に設置し、運営しております。

基本的な業務として総合相談・支援及び権利擁護事業を中心に担当いたします社会福祉士、介護予防ケアマネジメントを中心に担当する保健師、包括的・継続的マネジメントを中心に担当する主任ケアマネージャーを配置しまして取り組みを進めております。現時点では、開設からまだ2カ月ほどの業務でございまして、今後、介護予防事業においても大きな成果が残せるのではないかと考えております。

次に、2点目の要介護1を要支援2と要介護1へ区分けしたことについてでございます。平成18年4月認定者分では、旧要介護1の方は55人おりまして、要介護1へは32人、要支援2へは23人の方が新たな認定区分へと区分けをされました。

実数と当初の推計とは若干傾向が異なりますが、その中で具体的な事例として介護保険制度でのベッドの貸与が受けられなくなる影響が大きいのではないかというお話でございます。またそういうことが考えられます。

調査いたしました結果、平成18年3月の認定状況におきまして、要介護1の方で在宅の方356人のうち100人の方が介護保険制度によるベッドの貸与を受けておりました。経過措置により9月までの利用は可能でございますが、それ以後は介護保険制度による利用が状況によっては不可能になる事態が予測されます。

新制度で要支援2に移行した利用者の激変緩和策についての御質問はベッドの貸与ということでございますが、御存知のように今回の介護保険制度改正におきましては、軽度の方の自立という観点から結果的にサービスの見直しが実施される部分がありますが、国の見解では制度の形骸化につながる激変緩和策は好ましくないとのことでございます。多少御不便をおかけするかもしれませんが、制度改正の主旨を御理解をいただきますようお願い申し上げますとともに、問題のある方について、現行の介護保険制度以外の高齢者サービスなどで工夫ができないかといったことについて考えてみたいと思っております。

次に、3点目の地域密着型サービスについてでございますが、地域密着型サービスは日常生活圏域内で認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえ、介護が必要になった高齢者に、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように市町村が事業者の指定及び指導、監督を行い、整備しようとするものでございます。地域に根ざし、地域の特性や実情にきめ細かく対応するための制度で、福生市介護保険事業計画の中にも新たに盛り込んでおります。

このサービスは、福生市内で既に認知症高齢者グループホームヨコタや、高齢者在宅サービスセンター加美を指定事業者として事業が開始されております。また今後、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護なども事業計画に盛り込まれている状

況でございます。

このサービスにつきまして、福生市民のみの利用しかできないのかとの御質問ですが、事業計画書の中では23ページ、第3章ですが、日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの項目の中では「原則として福生市民のみが利用するサービス」としてと位置付けをしております。

しかしながら、現実の問題としては施設の設置場所や市の境近くに居住する方などからすると、相互の利便性や施設特性などのために相互の自治体の施設サービスをぜひ利用したいという希望もあるようでございます。東京都の考え方は原則的には居住自治体内の利用とのことですが、保険者である自治体判断によるとの見解もあるようでございます。

今後、西多摩介護保険課長会等におきまして、利用者ニーズの状況把握に努めることや、地域包括支援センター運営協議会で協議を行うなどいたしまして方向性を出してまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上で青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○16番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございました。それでは順を追って再質問させていただきますが、公会計改革といいますか、複式簿記、発生主義についてはかなり市長も大きな評価をされて、認識を持たれているというのでひとつまず安心をいたしました。

そこで、なかなか東京都、あれだけ大きな所帯ですから、4年間かけて国でもやってないことをやるに当って、相当な意気込みで研究をされて、今日常の業務として4月から運用しているわけですから、一朝一夕に福生市に持ってくるわけにはいかないでしょうから、実は先般、東京都の幹部職員とお話しましたら、東京都は22億円かけたこのシステムを各自治体に無償で貸与すると、大いに使ってくださいと、説明にもお伺いしますと、こう言ってくれているわけなのですが、もちろんサーバーだとか、PCのいろいろな環境等々もあるのでしょうかけれども、費用負担が相当出るかもわかりませんが、実際にテストとしてではなくてもう運用開始までこぎつけたこの22億円のシステムを利用できるということは、大変な魅力のあることではないか、このように考えておるのですが、早期の導入を視野に入れて、すぐにやりますというわけにはいかないでしょうから、視野に入れた上での研究とか、具体的にプロジェクトを動かすとかした方がいいのではないかと考えているのですが、その辺の、こういう東京都の構成する各自治体に対するプレゼンに対してはどのようにお考えになっているかお伺いをしたいと、これは自前でやろうと思ってもなかなかできるものでもありませんし、私はこれをやることによっていつも予算、決算審査のときに出てまいりますところの年間3億円といわれる福生市の電算化のコスト、にっちもさっちもいかない、ブラックボックスのような、かと言って必要欠くべからざる総合的な仕組みが、一つのこの基幹になる発生主義、複式簿記の仕組みによって大きく打破されて、自前の、まさに地方分権社会の先駆を切るようなものになり得るのではないかというふうに考えておるのですが、その辺のお考えをまずお伺いしたいと。

また、この事業を内部牽制するという意味におきましても、キャッシュフローが適

時作成されてくるという東京都の公会計改革、とてもそういう意味では大事なかなと思っているので、その点について担当部長の方でどのようにお考えなのか、認識をお持ちか伺いをしたいと思います。

続いて、動物との共生についてでございます。いろいろな他市の例も、私も資料を取り寄せてみましたけれども、なかなか猫といっても難しいですね。犬も猫も好きな人と嫌いな人が、もう理屈ではなくて、そういうものが性格的にというか、本質的に嫌いな人にとってみると、いるだけで嫌いという人もいれば、本当に家族同様にかわいがるといふ人もおります。

そういった中でどうやって共生を、ともに生きていくかということでございますが、御答弁をいただいた中で、地域を限定していくことがとても大事なのだということでございますが、その地域の限定の仕方を、今確か2町会ぐらいでしょうか、大きな町会のくくりとして意識的に猫の区分けをしておりますが、猫自身の行動半径というのはたかだか数百メートル半径くらいで、そんなに大きくないと聞いてきておりますが、そういった中で現在、逆にいうとボランティアの方々が福生市の中で、全部だといふ十カ所になるかわかりませんが、主だったえさ場をとってやっているとこの課題を除去してあげれば、要するにそここの地域の理解を得られるように、市の職員の方々も力を貸していただいて、まさに行政とその地域と、ボランティアの方々、動いてくれる方々とが三位一体となって動くことがとても大事なのではないかなと、無理に地域をつくるのではなく、既存のえさ場なり何なりで、それは問題点もあるでしょうから、そこは市として、地域猫としてこういうふうにやっていくのだと、4年間をめでどうやっていくのだという理解を、市の職員の方も一緒になってやって、そこ自身を認定をしていくということも大事なのではないかなと、このような思いも持っているわけですが、職員の方がボランティアの方々と同行して説明をされに行くとか、そここの地域の理解を得るような形での活動をされるというようなことについては具体的にできるのかどうか。

私が見る限り、今はこの種のボランティアの方が地域の中の逆風に合っておりまして、非常に辛い思いをされている方もいらっしゃるというふうに伺っておりますが、その対策はいかがなものかをまず伺いをいたします。

それと、御答弁の中で市内の動物病院の協力が得られて契約をされたということですが、内容をお聞きしますと、こういう制度に対して賛同されますよという形であって、価格を統一するとかそういうことではないと、かなり手術費用にばらつきがあるというふうに伺っております。もちろん手術を行うのに先生がお一人で行う病院もあれば、スタッフの何人かで行う病院もあるし、使う薬も違うかもしれませんから、これは自由競争ですから、いかんともしがたいわけですが、しかしながら、四つの病院、市内の病院だけに限るといふのもどんなものなののでしょうか。

よくわかりませんが、私は団地に住んでいるもので、犬とか猫とか飼えないのでよくわからないのですが、飼っている方に伺いますと、必ずしも市内の病院に通っているわけではない、また市外の方も市内の病院に来られている方もいらっしゃる、行政区をまたがって動物病院は成り立っているような気がしてなりません。

ということからすると、こういう問題に積極的に取り組んでいる団体だとか、そういうのをもうちょっと広範囲に見て、そういうところの方々の協力も得られるといいですか、幅広く連携を取った方が価値的ではないのかなと、こう思うのですが、ようは何を言いたいのかというと、半額ぐらいの助成をするのではなくて、薄く広く助成することによって、今までボランティアの方々は100%自分のお金でもってされているわけでありまして。ですから薄く広く、そして公の公費を使う助成制度でございまして、少なくとも効率的に安くやってもらう、そういう病院なりがあれば、そこをも視野に入れて連携していくのが当然のことではないかなと、このように思うのですが、その辺のところどうでしょうか。

要するに市内の病院に頼むとどうしても公費の、手術代の半分ぐらいになると、ただその半分のお金をかければ他市のそういう団体だとか、そういう手術をしてくれる病院とかだと1.5倍の量が、量といいますか、手術ができるとかとなれば、大体高いところに行かないと思うのですよ。お願いにいくのだったら安いところに行った方がいいに越したことはないし、それはやはり補助金、助成制度ですから有効に使うべきだと思うのですが、その辺のところいかがでしょうかね。

現実問題としまして、当然御担当の方も資料をお持ちなのであれなのですが、言わないとわからないでしょうから、他市に「動物たちの会」というのが、これは具体的に日野市にあるものなのですが、もう長いことやっています、その案内を見ますと、毎年2000匹ほどの不妊・去勢手術をやっていると書いてございますが、これは聞きますとなかなか、のら猫と飼い猫の区別は、ずっとえさをやったり、のら猫を相手にしてくれているボランティアの方は見るとわかるのだそうですね。これはのら猫とか、これは飼い猫だとわかるから、万が一に飼い猫を連れてきてしまうということはまずないのだそうですが、さてそこで、のら猫ですから、警戒心が強いから、ぱつと手で捕まえることはまず難しいので、いわゆる捕獲箱みたいなものでやるのですが、今紹介した、これは日野にある団体なのですが、ここだと一遍に10台ぐらい、10箱ほど持ってきて一斉に仕掛けるのだですね。うまく入れば半分とか入るわけですが、一度猫もそこでつかまえますとしばらくはそこには寄り付かないらしいですね。ほとぼりが冷めたところにまたやると、気のいい猫がまた引っかかってしまうという形でして、一匹一匹つかまえてやるよりも効率的でもあるし、また価格的にもかなり安いと伺っておりますが、何分の1かぐらいの価格になるようでございますが、そういうところに対して、そこを使えというのではなしに、そういうものを含めて、市内に特化しないで、先ほどお話のあったように、後ほど介護保険のところでもやりますけれども、市境だとかいうところにもでも病院があろうかと思っておりますので、行きやすい病院でやったときに仕組みとして出せる仕組みを持っていかないと、福生市の地域猫を動物と共生させていこうという市としての取り組みとしては、平等性だとかそういう観点からするとちょっと問題が残らないかなという気がいたしますので、その辺のところの見解をお聞かせください。

さて、続いて介護保険の件でございますが、大体100人ぐらいが対象になるかなと、その中でなおかつ実際に、今回の場合には介護予防というのが中心になってきま

すから、残された身体的機能を十分残してもらう、先ほど御紹介しましたコラムではないですが、自分でできることはしてもらうという意味においては、ツーモーターのベッドが本当に必要な方が何人いらっしゃるか精査をしていかなければいけないかなと思うわけですが、であれば、私の知っているおばあちゃんが畳の上に普通のお布団を敷いて、そこから起きることはできる、ただ、そこから立つのが大変なのだというわけですね。そうするとベッドであれば腰をかけた状態になりますから、そこから立ち上がるのはそんなにも負担ではないわけで、もし可能ならば何とか既存のサービスで、高齢者福祉サービスの中でできないか検討を、考えてみたいという前向きな御答弁をいただいたわけですが、例えば高齢者の自立支援の日常生活給付ですかね——の中には、あれは給付ですから貸与というのではないわけですが、その機能を生かしながらということであれば、特殊寝台でなくても平ベッドでも結構なのですが、廉価で貸与するような方向も見出せるのではないかなという気もいたしますので、その辺のところを何とかできないかなと、こう思っております。

以前、この介護のベッドにつきましては一般質問したことがありまして、群馬県太田市のところでベッドの貸付制度をずっと行っておりまして、今も続いているようでございます。これは民間といいますか、どっちかと言ったらNPOに近いのでしょうか、貸し付けの制度を行っていますが、そこまでいかなくても、現実の中として日常生活給付の一環として、貸与として何とかならないかと、9月ごろまで若干時間があるようですし、まだ半年ぐらいだったら何とか、既に何名かの方はベッドを返してという方もいるのだけれども、先が見えれば安心していただけるので、その辺の具体的なお考えを聞かせていただければと、これはかなり喫緊の課題で、こんなことが起ると私は全然、ゆめゆめ思っていなかったもので、実際に法を運用するとどうしてもそこに現実と合わない部分が出てまいりますので、その辺のベッドの貸与につきましては、激変緩和としてお考えをいただければと思っております。

それと、御答弁の中でもありましたけれども、これから、地域包括支援センターの役割がとても大事になってまいります。この地域包括支援センターについては、介護保険の手引きの中にも載っておりますが、高齢者の支援とか総合相談、あるいは要介護度の状況の悪化防止の対応だとか、ケアマネさんとかの長期的な支援をしていくというような形で、全国に人口割でしょうかね、福生市ではとりあえず1カ所できて、市役所内にあってという形でございますが、保健師さんと社会福祉士さんと主任ケアマネージャーさん、この三つの異なった役割を持たれている専門家が集まって十分な対応を取るということでございますが、現状の福生市の地域包括支援センターはこの職員について人材確保は十分間に合っているのか、また将来的に1カ所でいいのかどうかということでございます。人口的にいうともう1カ所ぐらいあってもいいのかなという気もするのですが、その辺の将来の展望も含めてちょっとお伺いをしたいと、このように思っております。

もう一つは、こういう新しい組織ができると、従来組織といいますか、似たような名前がありますね。市内に4カ所、在宅介護支援センター、普通の方は、一般の方は在宅介護支援センターと地域包括支援センターと何が何だかわからないということで、

私もよくわからなくなってきましたので、ここで地域包括支援センターと在宅介護支援センターの役割をもう一度、どのようにお考えになっているのか整理をしていただきたいと、役割分担をしているかお伺いをいたします。

それともう1点ですが、介護支援のサービスが、今言ったように個々の一人一人に対してより適切に行われているかどうかを、介護予防を中心として見極めていこうというのが地域包括支援センターだと思いますが、介護給付が本当に、既存に行われているサービスが適正かどうかというのをどのような形で担保していくかというのがとても大事になってまいります。

その辺のところにつきまして、介護支援サービスが適正に行われているという担保を取るためには、介護給付の通知書の精査が必要になってくると思うのですが、利用者本人が行うとされている、その当りは福生市では十分にされているとお考えなのかどうか、以上4点をこの介護保険の関係でお聞きをしたいという形で、最後に一言言いたいものですから、質問も長くてすみませんが、答弁は短く的確に、勝手を言いますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 公会計制度についてお答えをさせていただきます。

まず、システムの導入を視野に入れての研究についてでございますが、支出の段階から現行の会計事務と並行し、バランスシートと行政コスト計算書の積み上げを行うことにつきましては、現在使用しております財務会計システムとの兼ね合いですとか、またシステムの導入にかかる諸費用の額、それに費用対効果など基本的な部分の研究が必要になるかと考えております。

また、今後、総務省が検討し、地方自治体に示していく財務諸表の整備内容と東京都が実施している内容とが同種なものとなるのか、あるいは東京都の導入したシステムを今後国が検討し、指針として定めていく予定の財務諸表のすべてをクリアできるのかといった課題、またさらには国の指針は法律改正に及んで義務付けられていくのかといった点など研究すべき点があると、そのように考えております。

現段階では、経費面も含めまして東京都が取り組んでいる内容やその成果並びに国の発生主義会計についての検討内容とその動向等を並行して十分に研究して方向性を出していきたいと、そのように考えております。

続きまして、キャッシュフローが適時作成できる東京都の公会計改革についての考えでございますが、これまで行政改革の推進により職員のコスト意識の徹底、あるいは事務事業の見直しを進めてきておりますが、この複式簿記、発生主義会計の導入は、日常の事務の中で資産や負債などのストック情報やサービスにかかるコスト情報を得ることにより、負債やコストに対する職員の意識をより高めていくことになると、そのように考えております。

また、職員みずからが事務事業を評価する場合の費用対効果の検証などにも影響し、財源の効果的、効率的な活用につながる有効的なものであると、そのように考えております。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、動物との共生につきまして2点再質問をいただきました。

1点目でございますけれども、モデル地域について、また市職員の同行説明といった御質問でございますけれども、地域猫の助成事業を実施するに当たりまして、福生市地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱を制定しておりますが、要綱は東京都動物愛護推進総合計画の内容を受けまして、規定では対象の猫及びモデル地区について、この事業の趣旨に対する町会等周辺住民の理解が得られたと市長が認める地域の猫であり、また地区につきましては、モデル地区の選定に当たっては地域猫の生息状況及び苦情件数、本事業に対する周辺住民の理解並びに実施主体となる市民団体の有無等を勘案するとともに、当該地域の町会等のモデル地区の同意を得て、年度ごとに市長がこれを指定すると、そういった定めをさせていただいているところでございます。

これは解釈になりますが、例えば小さな公園を囲むような限定された地域でも、その一部の地域の住民及び町会等の同意が得られる場合につきましては、モデル地域となることは可能だと考えております。

したがって、その際にはボランティアさんと同行し、環境課の職員が関係する方たちと十分説明し、話し合い、条件をクリアできるようであれば事業の対象として協力させていただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の動物病院の関係でございますが、市内の獣医師に協力をお願いいたしまして契約を結ぶことになりましたが、当面は市内の獣医師との契約によって進めていきたいと考えておりますが、御指摘をいただいたことも踏まえまして、市内の獣医師の意向も聞きながら、他市町の病院の利用につきましても検討はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護保険関係で4点ほど御質問いただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず最初の、特殊ベッドの利用対象となる方の激変緩和策の関係ですが、議員おっしゃるとおり今回の改正は軽度の高齢者の自立と、そういった観点から特殊ベッドを利用することにより既存機能、残存機能の低下をさせることを防止するという意味合いが強いわけでございます。

ただ、やはり個々の高齢者の生活環境などによりましては、ベッド利用が必ずしもこの機能の低下を招くということにはならないような実態があるようでございます。場合によっては電動ベッドではなくて一般の平ベッドというのも当然考えられるところでございます。

ただ、基本はあくまでも残存機能、あるいは既存機能の低下をさせないということが一応これは条件になるかというふうに考えるわけでございまして、この点を踏まえまして、仮に緩和策を講ずるにいたしましても、実際に対象者の要件をどのように決

定していくかという問題になるかと思えます。例えば担当のケアマネージャー、また地域包括支援センターが設置されましたので、こうした保健師等の専門スタッフによるカンファレンス、そうしたものがやはりこれは絶対に必要になってくるのかなと、そんなふうに思っております。

それからまた、もう一つこれは前後しますが、やはりこうした高齢者の方々の実態、実情がどうなっているかということをもまず把握しなければならないと、そんなことがあると思っております。

いずれにしても、このようなことを検討させていただきたいというふうに思っておりますので、喫緊ではあるかと思いますが、しばらくお時間が必要かなというふうに思っております。

次に、2点目の包括支援センターの現状と要員確保というようなことでございますけれども、この4月から包括支援センター、市直営で、スタッフは保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3名で、これは社会福祉協議会からの派遣職員で確保いたしまして、あわせて介護福祉課の高齢福祉係、あるいは介護保険係の職員等々と連携しながら業務を進めております。

この2カ月間でございますが、若干活動状況をお話させていただきますと、高齢者や家族に対する総合相談、これが延べ89件という状況でございます。また支援困難ケースなどケアマネージャーへの支援がいわゆる包括的ケアマネジメントでございますが、これが2件、それから予防給付のケアプラン作成、これが65件といった状況でございます。今後の状況にもよりますが、現時点では何とかスムーズに運営できているのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、包括支援センターは現在1カ所でございますが、当面は1カ所で運営をさせていただき、将来的には次期の介護保険事業計画、もう今期つくりましたが、もう既にあと2年ぐらいでまた策定の準備に取りかからなければならないという状況でございますので、そうしたときに改めて地域包括支援センターの設置数等についても考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、包括支援センターと従来の介護支援センターの役割分担といえますか、連携といえますか、そういった御質問でございますが、在宅介護支援センターは従来、基幹型、地域型がございましたが、基幹型は包括支援センターに発展的に包括されて廃止をしたわけでございますが、地域型は一応3カ所、市内に従来と同様に設置しております。

地域型の役割といたしましては、地域の身近な相談窓口としての機能、これは包括支援センターの予防プランにつなげるまでの高齢者との中でのやりとり、あるいは関係をつくった上で包括支援センターにつなげていく、また地域の高齢者の実態把握でございます。これは見守りも含め、あるいは困難ケースの把握なども含めて行っております。困難ケース等につきましては、包括支援センターの方に引き継ぐというようなことになるかと思えます。さらには実態調査等により高齢者の台帳作成等がございますが、基本的にはこれも包括支援センターが管理をする基礎的なデータとして地域の在宅介護支援センターで行っていただくということでございます。

以上のようなことが在宅介護支援センター地域型の役割というようなことになりまして、包括支援センターではこうした地域型からの情報等を引き継いだりすることによりまして高齢者の対応を行うとともに、本来業務であります総合相談、あるいは包括的マネジメント、あるいは介護予防マネジメント等の取り組みを行うということになるかと思えます。

実際のところは包括支援センターと地域型の在宅介護支援センター、月に1回程度連絡会を開催し、連携を図っているところでございます。

4点目の介護給付通知書です。この精査、確認チェックというようなことになりかと思いますが、実際はこの介護給付通知書はサービス提供月の2カ月後に利用者、あるいは御家族のところに届きます。2カ月というこの時間の経過、あるいは高齢者であるということから、このサービス内容の確認やチェックにつきましては、利用者御本人にとってはなかなか苦慮している状況がございます。本来は担当のケアマネジャーさんが適切なアドバイスをしていただくことがよかろうということであるのですが、なかなか事業者さんであるので実態はなかなか不十分な点も見受けられております。

今回の改正で保険者、市でございますが、保険者機能の強化といたしましてこうした事業所への指導が具体的にできるようになりました。そうしたことを踏まえまして、ケアマネ等への適切な指導を行ってまいりたいと思っております。

またできれば、お話いたしました在宅介護支援センターの地域型であるとか、あるいは地域包括支援センターのスタッフであるとか、そうした専門職が地域を把握、回るときにあわせて御家族や御本人にこの確認、あるいはチェック、精査をアドバイスしていけるようなものも考えていってみたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございます。あと10分ですので、多分要望ぐらいで終わるかもわかりませんが。

公会計改革といいますが、複式簿記、発生主義会計につきましてでございますが、野崎部長の方から十分に研究をしたいと、その前段が相当長かったのであれなのですが、東京都の方は今回の会計制度の改革によって何がどう変わるのだという中で、職員の意識改革を一番に上げています。都を経営するという視点が出てくる。そして何が変わるかではなく何を变えるのかという意識改革につながると、これを市に置き換えれば、福生市を経営するという視点を各職員の方が持って、何が変わるのではなくて何を变えていくのだということのために、これらの視点でもって説明責任を十分に果たして、本来果たすべき公としての役割をこの会計システムでもって最大限に生かしていこうという最終目的であろうかと思えます。

そういう意味でぜひとも、1年先とは言いませんから、やはり同じぐらいの、規模の大小はともかくとして、同じ指標をつくるわけですから、同じ多分仕組みなものですから、国はともかくとして、よそと比較する以前に自分たちのきのうまでの動きとあしたからの動きがどう違っているのか、どう意識を变革していくのかということもとても大事であります。

他市と比較して、隣の市と比較してどうこう言っても、それぞれの財政基盤も違えばいろいろな環境が違うわけですから、まずは自分たちの福生市としてどうしていくのだということからすれば、比較論はともかくとして、国がどうだとか、他市との共通の比較とかという前に福生市単独のものとしてこのような会計システムというのがいかに大事であるかということをおのこの4年間、東京都が取り組んできたことの精査をしながら福生市に入れられないかと、新しい仕組みをつくる必要はないわけですから、説明もしてくれるということですから、そうは言っても相当金がかかると思っているのですが、その考え方を十分認識していただければなと、こう思っております。

2番目、動物との共生ですが、よくわかりました。話としてはどうしてもモデル地区にこだわるのだよね。こだわっているのだね。だからもちろん市がやる仕事ですから、ボランティアの方々と一緒になって市がやる仕組みですから、公共といいますか——という意味からいえば、少しでも多くの市民の方の理解を得ながらやっていかざるを得ないかと思うのだけれども、現在、今動いているボランティアの方々が全くこの制度のかやの外になってしまっていて、実際に動かそうと思って形はつくったけれども、中味は実際見たらほとんど活動してなかったというようなことのないように、まだ始まったばかりだから、でも実際には多分まだ捕獲も何もしてない、捕獲器もまだ買ってないか買ったぐらいだと思うのだよね。

であれば日常、現に動いている方は動いているのですよ。それからすれば、これは例えば半年ぐらい経ってまたもう一度お聞きしますけれども、精査をしていただきたいなと、こう思っておりますので、ぜひとも中味のある、形ではなくて中味のある制度にしていてもらいたいなと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

動物病院との協力についてもそうです。自由競争ですから、安いところへ流れるのは仕方がないし、当然だと思うわけですが、他市で動物病院と連携しているところは確かにあるのですよ。それは動物病院の方もみずからお金を出しているのです。その仕組みにね。出していて、要するに自分たちの1万円なら1万円かかるうちの4000円なり5000円は自分たちで出しましょうという方で、一緒に盛り立てていきましょうという方が協力体制になっていけばいいのだけれども、単なるこの仕組みをやりますよ、では協力しましょうというのであれば、それは何も市内にこだわることは全くないのではないかなという気がしています。これは一つのものの考え方ですから、100%とは言いませんけれども、そういう発想もあるのではないかと頭の中に入れておいていただきたいなと、このように思っております。

さて、介護の関係でございます。ぜひとも、予想される100名のうちの何名ぐらいになるかわかりませんが、現に今回の制度の中でも介護から医療に移ったためにベッドがなくなってしまったという御家族をお持ちの議員さんもいらっしゃるようですし、身近なのです。その人にとってみるとやはりこれは大きな問題なのですね。

本来ならばツーウエーのベッドでもって従来どおりやって、なおかつ楽になるから、何といたしますか、残存機能がなくなってしまうというのはなしにできれば一番いいのだけれども、介護予防制度として、国制度がそうなっているのであれば、それを何ら

かの形で補完してあげることも大事だから、さっき言ったように在宅介護支援センター、あるいは地域包括支援センターのケアマネージャーさんなり介護相談員さんなりがじっくりと一戸一戸の家庭に入っていて、家庭の環境等々を見て本当にベッドが必要なかどうか、あった方がいいのではないかなれば平ベッドでも構わないから、従来のような形でできるようにしていただきたいなと、こう思います。

最後に、介護給付費の適正化についてで、介護給付の通知の件ですが、これは市に言っても仕方ないことでございますが、実際に介護保険特別会計の給付費は特別会計の94.8%を占めています。24億5000万円もの予算が計上されているわけですよ。

実際にサービスの提供が100%適しているかどうかというのは、チェックするのは、平成17年の介護保険担当課者の課長会の中でも名言されていますように、その介護給付の通知を見てちゃんと適切だったかどうかを利用者なり家族なりがチェックをして確認をするというのだけれども、実際にくるのが翌々月の中旬ですよ。25日には各市町村から国保連合会の方にお金が振り込まれるわけじゃないですか。わずか10日ぐらいの間に高齢者並びにその家族が自分たちのサービスが適切かどうかというのはなかなかわからないわけで、これは国としての大きな問題として、私どもも大きな声を上げていきますが、その意味ではしっかりとそれぞれの利用者の中に入っていたきたいということを切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、請願書の取り下げ願いについてを議題といたします。

本件は、目下建設環境委員会において付託審査中となっております請願第16-1号「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出に関する請願書について、請願者より取り下げ願いが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は願出のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件取り下げ願いは承認することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を願います。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決処分をさせていただきました内容は、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する

条例についてでございますが、御案内のとおり、平成18年度与党税制改正大綱は、国民が信頼できる社会保障制度と三位一体改革を進めていくこととしており、税制の抜本的な改革に取り組むこととして、平成18年度は所得税から個人住民税へのおおむね3兆円の税源移譲を実施する。その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び住民税の役割分担の明確化を図るものでございます。

個人の市都民税につきましては、応益性や偏在等の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率を10%フラット化にしようとするものでございます。また地震保険料控除の創設、個人住民税の非課税限度額の改正、固定資産税及び都市計画税の土地にかかる負担調整措置の改正、耐震改修に伴う固定資産税の減免措置の創設、市たばこ税率の引き上げ、個人住民税の定率減税の廃止、軽自動車税の制限税率の引き上げ等が第164通常国会に提案されておりましたが、これが可決成立いたしましたして、去る3月31日をもって公布されたところでございます。

これに伴いまして、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたわけでございますが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成18年3月31日をもちまして福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告申し上げ、御承認いただこうとするものでございます。

それでは、お手元の専決処分書の条例第21号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。

なお、説明につきましてはお手元に御配付いたしました本会議資料でさせていただきます。

資料でございますが、2部ございまして、主な改正事項と新旧対照表となっております。新旧対照表は左側が改正案、右側が現行となっております、改正部分についてはアンダーラインでお示ししてあります。また備考欄には例規集のページと改正内容、適用日等が記載してあり、主な改正事項は二重丸でお示ししてあります。したがって、個々の条項の説明は省かせていただきまして、改正のポイントとなる部分を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主な改正事項の1ページをお開き願います。

1、所得税から個人住民税への税源移譲でございます、本格的な税源移譲を実施するに当たっての基本的な考え方でございますが、さきに申し上げたとおり、個人住民税の税率や税負担の変動の極小化などが示されております。

次に、2ページをお開き願います。

この税源移譲は所得税と住民税の税率構造を変えることにより行われます。したがって、相対として個人住民税の税率を上げ、所得税の税率を下げることとなります。表にございますように、現行の所得税の税率10%から37%の4段階が5%から40%の6段階の税率となります。個人住民税の所得割は5%から13%の3段階から一律10%に改正されます。税率割合は道府県民税が4%、市長村民税が6%となります。現行の税率構造を図で表わしたものが3ページでございます。

4ページをお願いいたします。

税源移譲に伴う負担変動のイメージでございます。所得税と個人住民税を合わせた総額の税率は変わりませんが、個人住民税は10%にフラット化されることによりまして課税所得が200万円以下では負担増となり、700万円以上では負担減となります。所得税はその反対となります。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第33条の3所得割の税率及び6ページの第47条の4分離課税にかかる所得割の税率をお願いいたします。現行の個人市民税の税率は課税所得金額により3%、8%、12%の3段階の税率となっております。この税率を一律6%とするものでございます。

なお、現行税率の12%は平成11年度から特例措置により10%に減額されております。特例の条文は新旧対照表38ページの右側現行欄、附則第21条の2第3項で規定しておりまして、この改正で削除となります。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

税源移譲を実施するに当たっての基本的考え方として、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮するとしております。しかし、所得税と個人住民税では配偶者控除や基礎控除などの人的控除額に差があるため、同じ税率でも個人住民税の税額が多くなってしまいます。この額を調整するための措置が講じられます。

新旧対照表の4ページの第33条の6調整控除でございます。この控除対象は課税所得分の200万円以下の税率が3%から6%に上がる部分で増額となるため調整が必要となり、全納税者が対象となります。単身世帯の場合は個人住民税合わせて基礎控除の差額の5万円の5%、2500円が夫婦と子ども2人では、最高では1万6500円の調整控除がされます。

また、新旧対象表11ページ下段にございます附則第9条の3では、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定が新設され、税源移譲により所得税が減額となり、所得税の住宅ローン減税額が控除し切れない場合、その分を個人住民税から控除すると規定しております。

次に、資料の6ページをお願いいたします。

分離課税等にかかる個人住民税の税率割合等の改正でございます。個人住民税の税率割合が都民税4%、市民税6%の税率改正にあわせて税率等を別に定める分離課税等にかかる土地、建物、株式等の譲渡所得の税率並びに配当控除等の乗率もあわせて改正するものでございます。

新旧対照表4ページから5ページをお願いいたします。

条例第33の8第1項配当割額または株式等譲渡所得割額の控除では、乗率100分の68を5分の3、100分の60に改正するものでございます。

このほか資料6ページの下段の米印5にございます附則第10条のほか記載の条文が改正されております。

以上が税源移譲関係の改正でございます。

なお、税源移譲の影響でございますが、税源移譲額は総務省の試算によりますと、福生市は約5億2600万円ほどとなっております。

また、市民への影響でございますが、資料の7ページ、8ページをごらん願います。給与収入がおおむね1500万円以下の方は、市都民税合わせた個人住民税が約2万4000円から9万7500円ほどの増額となります。それ以上の収入の方は反対に減額となります。資料右側の所得税との負担増減はおおむねゼロとなっております。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

2の地震保険料控除の創設でございます。内容でございますが、損害保険料控除に地震災害への備えの促進という観点をより重視し、地震保険料控除に改めるものでございまして、支払った地震保険料の2分の1の額、2万5000円を限度として所得控除するものでございます。

新旧対照表は3ページ、第33条の2所得控除及び5ページの第35条の2市民税の申告の損害保険料控除とあるものを地震保険料控除に改めるものでございます。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

3の個人住民税の非課税限度額の改正でございます。下段の表にありますように、生活保護法の生活扶助基準額及び生活保護基準額が引き下げられたことに伴いまして、均等割及び所得割の非課税限度額の加算額を引き下げるものでございます。

1の均等割の非課税限度額でございますが、新旧対照表1ページの第24条の控除対象配偶者または扶養親族がある場合の加算額22万円を21万円に引き下げ、2の所得割の非課税限度額は新旧対照表7ページ、附則第7条の2個人の市民税の所得割の非課税の範囲等第1項でございまして、加算額35万円を32万円に引き下げるものでございます。

次に、資料の11ページをお願いいたします。

4の固定資産税及び都市計画税の土地にかかる負担調整措置の改正でございます。固定資産税は地価の高騰や下落により税負担の調整措置を行ってきました。しかし、同じ価格の土地でも税負担にばらつきがあることや、算出方法が複雑でわかりにくいことなどから制度を簡素化し、税負担の均衡化を推進するため負担調整措置が改正されました。

資料左の平成15年度から平成17年度では、負担水準60%までの各段階ごとに1.15から1.025率が定められておりましたものが、右の平成18年度から平成20年度では、20%以下の場合は20%に底上げし、60%以下は前年度の課税標準に評価額の5%を上乗せしていくこととなりました。これにより4年ぐらいの間にすべての土地が60%の負担水準となるとのことでございます。

新旧対照表16ページをごらんください。

附則第14条宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例でございまして、右列の現行にございます表の負担調整率による調整措置を左列の改正案の中段にあります前年度分の課税標準額に一律当該年度分の課税標準額の100分の5を加算した額とするものでございます。

同様に19ページ、附則第15条の3は市街化区域農地にかかる特例の規定を改正するものでございます。

次に、資料の12ページをお願いいたします。

5は住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設でございます。この改正は住宅の耐震改修の促進を図ろうとするもので、昭和57年1月1日以前に建った住宅について、現行の建築基準法に適合した構造に改築した場合に、その固定資産税を2分の1に減額するものでございます。

新旧対照表は13ページから14ページ、附則第12条の2新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、第6項にその申告に必要な種類等を規定するものでございます。

次に、資料13ページをお願いいたします。

6の地方たばこ税の税率の引き上げでございます。平成18年度与党税制改正大綱では、現下の極めて厳しい財税事情にかんがみ、公債発行を極力圧縮するとの観点から、たばこ税の税率を引き上げるとしております。改正案では旧3級品以外の製造たばこで、市町村たばこ税を1000本につき2977円を3298円、321円引き上げ、旧3級品の製造たばこは1000本につき1412円を1564円、152円引き上げることとなります。

なお、実際に課税されるたばこ税の税率は、特例として附則で定めているため、新旧対照表は7ページの第83条たばこ税の税率、本則の税率は1000本につき2743円を3064円に改め、また37ページから38ページ、附則第21条第1項で旧3級品以外の製造たばこの税率を同条第2項では旧3級品の製造たばこの税率をそれぞれ改めるものでございます。

次に、資料の14ページをお願いいたします。

7は租税条約の適用がある場合の課税についてでございます。この規定は平成18年2月に新たに日英租税条約が締結され、相手国の投資事業組合等が団体課税を選択した場合、日本国内に居住する構成員に支払われる利子等を源泉徴収ができないこととなったことから、直接課税するための規定を整備したものでございます。

新旧対照表は37ページから38ページ、附則第20条の6条約適用利子等及び条約適用配当等にかかる個人の市民税の課税の特例でございます。

なお、38ページから41ページまでの改正条例の第2条は、ただいま申し上げました附則第20条の6条約適用利子等及び条約適用配当等にかかる個人の市民税の課税の特例の適用日が平成18年4月1日の新設条例であるため、改めて税源移譲等の平成19年から適用になる改正部分について、関係条文の整理をするものでございます。

次に、資料の15ページをお願いいたします。

個人所得課税の定率減税の廃止でございます。定率減税については平成17年度の税率改正において、個人住民税はそれまでの2分の1の税額の7.5%相当額、2万円を限度に引き下げられ、平成18年度課税から適用されています。この規定が平成18年度改正では廃止となっております。

新旧対照表は38ページ、附則第21条の2第4項が定率減税の法規定を引用する条文でありまして削除するものでございます。このことによりまして本条、個人住民税の負担軽減にかかる特例は、第1項に記載の抜本的な見直しが行われたことにより

削除となります。

新旧対照表 41 ページから 42 ページをお願いいたします。

次に、附則でございますが、第 1 条は施行期日でございます、この条例は平成 18 年 4 月 1 日から施行いたそうとするものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもので、新旧対照表の備考欄に記載してあるとおりでございます。

次に、42 ページから 44 ページをお願いいたします。

第 2 条は市民税に関する経過措置でございます、適用日以前のものについてはなお従前の例によるものとしたものでございます。

44 ページから 46 ページの第 3 条は、個人市民税の平成 19 年度における税源移譲の調整控除にかかる経過措置でございます。

46 ページ、第 4 条は固定資産税に関する経過措置でございます、適用日以前のものについてはなお従前の例によるものとしたものでございます。

46 ページから 48 ページの第 5 条は市たばこ税に関する経過措置でございます、特に平成 18 年 7 月 1 日以前に仕入れたたばこにかかる課税についての措置が規定されております。

第 6 条は平成 17 年度の改正条例に関する改正でございます。

以上が平成 18 年 3 月 31 日をもって専決処分をさせていただきました内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○13 番（田村正秋君） それでは、13 ページのたばこ税の税率の引き上げ等についてちょっとお尋ねをいたします。

今回のたばこ税の関係、7 月 1 日から値上げということで、1 本 1 円の値上げというふうなことなのですが、最近、マスコミ報道とかいろいろな方々の話を聞きますと、これは子育て支援、特に児童手当の関係で値上げをするのだというふうなお話があるのですが、内容につきまして、もう少し細かくお願いをしたいなと思います。

それともう 1 点は、今回 1 本 1 円というふうな値上げになりまして、福生市に入る税というのはどのくらいのことになるのか、2 点お願いします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、1 点目のたばこ税と子育て支援の関連につきまして私の方から答弁をさせていただきます。

今回の税制改正の趣旨といたしましては、厳しい経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化の実現に向け、定率減税の廃止を初めとして、御指摘のたばこ税の税率引き上げ等がなされております。

なお、このたばこ税は目的税ではございませんことから、たばこ税の引き上げ分が特定の施策に充当されるわけではございませんが、少子化対策として実施をされました児童手当制度の拡充に伴う予算につきましては、18 年度の税制改革案がまとめら

れた中でその総額が決定されたとのことでございます。

○課税課長（岡野康弘君） 2点目のこの改正によりましての税収の影響でございますけれども、平成18年度予算にもう盛り込んでございまして、増収額といたしましては2790万円を見込んでおります。

したがいまして、予算額は4億1630万8000円となりまして、平成16年度並みに戻ると予想しております。

○13番（田村正秋君） 今の企画部長の方の答弁なのですが、ちょっとよくわからなかったのですけれども、この間もちょっと井上信治代議士からちょっと話があって、「今回の問題につきましては、あくまでも子育て支援のために使いますので申しわけない」というふうなお話もあったのですけれども、そうしますと福生市としてこの税の使い道というか、使い方というのはどういうふうな形で精査していくのか、お願いしたいなと思いますが、よくわからないので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 福生市の場合のこのたばこ税の引き上げ分でございますけれども、先ほども1回目の答弁の中で触れさせていただきましたけれども、このたばこ税につきましては目的税ではございませんので、その財源が直接今回の児童手当の拡充に充当されるというような、そういう、こういった引き上げ分については色が付いてございません。あくまで一般財源としての増額でございますので、そういった観点でございます。

そういった中で、今回の福生市の児童手当の拡充分につきましては、金額で申し上げますと、福生市がたばこ税の改定により得られると思われる約2790万円、それと国の方からくる少子化対策に対する特別交付金、この額がぴったり合っているというような、そういうことでございまして、何度も恐縮なのですが、そういった目的税ではございませんけれども、直接的に財源が振り変わることではなくて、額といたしましてはたばこ税の引上分が児童手当の拡充分と、福生市の場合の影響額といたしましては、額は合致をしているというような、そういう位置付けでございます。

○13番（田村正秋君） いずれにしても、そういう子育て支援等に、これからいろいろ使われる、目的税ではないというふうなことなので、ぜひ精査をしていただきたいなと思うのですけれども、ただ、今後税の「税だより」みたいな中にも今回の値上げ分のそういった使われ方とか、そういうものも細かく書いていただきたいなと思います。終わります。

○19番（松山清君） それでは二つ。一つは15ページ、この資料、これはよかったね。追加でね。これが欠落していたら大変なことになるところだった。いわゆる定率減税での廃止、福生市での影響額、ちょっと説明がなかったので、もう一度お聞かせいただきたい。

それから、8ページで一応住民税と所得税を相殺するとゼロだという形なのですが、夫婦と子2人の場合は1200万円の給与収入のところから7200円というか、七、八千円の減税という形になるわけですが、福生市ではこれは何人ぐらい今、大ざっぱな該当者になりますか。何人で何%ぐらいの割合になりますか。

○課税課長（岡野康弘君） 1点目の定率減税の影響額でございますけれども、18

年度、ことしの予算、ちょうど去年から2分の1になったわけですがけれども、その額が1億3600万円ほどでございます。したがって、来年度改正になった場合については、そのぐらいというふうに考えてございます。

2点目の影響額ということでございまして、いわゆるこちらの方を見ますと、高額所得者については7200円から8400円ほど減額というふうな格好になります。それで福生市の課税所得、こちらの表でいきますと、所得金額で1170万円以上というふうな格好になるのですが、課税所得では700万円以上というふうなちょっと大ざっぱな形でございますけれども、福生市では17年度で759人でございまして、3%の方というふうな形になるかというふうに思います。

○19番（松山清君） 余り多くは言いませんけれども、結局一番の問題は、税源移譲ということで、個人的に見れば一応表のとおり差し引きプラスマイナスゼロということの措置にはなっているわけで、しかし、なかなかこの辺は、やはり個人としてはなかなか複雑な思いがありますよね、これは。それはそれとして。

特にやはり問題はこの定率減税の廃止ですよね。これはもともとサラリーマン増税をしないという選挙公約だったわけですから、これが丸きり引っくり返してこういうふうな増税が出てくるわけで、地方自治体としては地方税法が改正になって、それに従って改正しなければならない、ましてや専決処分しなければならないということは十分わかりますけれども、このように公約違反の増税をする措置ということについては、やはり私は反対をしておきたいということで、承認については反対でございます。一応それだけ述べておきます。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、御異議がありますので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、現案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君） 起立多数であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決処分をさせていただきました内容は、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は報告第2号におきまして御説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正します法律が可決成立をいたしましたことから、先ほど御承認をいただきました福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例と同様に福生市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたわけでございますが、議会にお諮りをいたすいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成18年3月31日付をもちまして福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただいたもので、ここに御報告を申し上げますとともに、御承認いただこうとするものでございます。

それでは、お手元の専決処分書の条例第22号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正でございますが、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の固定資産税の土地にかかる負担調整措置の改正と同様でございますが、制度の簡素化と税負担の均衡化を図ろうとするものでございます。

それでは、本会議資料、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正案附則第2項から第7項は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例、第9項から第13項は市街化区域農地に対して課する平成6年度以降各年度の都市計画税の特例でございますが、課税標準額の算出に当たって固定資産税と同様に負担水準の区分による負担調整率を廃止し、前年度課税標準額に評価額の5%を上乗せして算出する方法に改正するものでございます。そのほかの条文の整備、繰り下げ等の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行する、経過措置といたしまして、この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。まして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(助役 高橋保雄君登壇)

○助役(高橋保雄君) 御指名をいただきましたので、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

専決処分させていただきました内容は、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の改正に伴いまして年金課税の見直しによる公的年金等控除の影響を受けます65歳以上の被保険者について、国民健康保険税の負担増に対応するため、激変緩和を図る経過措置などを盛り込んだ国民健康保険税が可決成立し、平成18年3月末日公布され、4月1日施行されたところでございます。

国保税は個人住民税の所得をもとに算定するため、税制上の見直しの影響を受けることから、平成18年度と平成19年度の2カ年について国保税の算定の際に特別控除するという改正でございます。

公的年金等控除の見直しでは、控除の最低保障額が140万円から120万円に引き下がったことに伴いまして、保険税の所得割算定の際に、平成18年度は公的年金等特別控除といたしまして13万円、平成19年度は7万円の特別控除を設け、激変緩和措置を講ずるものでございます。

したがいまして、18年度はいきなり120万円になるのではなく、13万円を加えた133万円、平成19年度は7万円を加えた127万円が控除となる激変緩和措置をいたして、20年度から本則の120万円となるということが今回の改正の主なものでございます。

このことに伴いまして、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたわけでございますが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治

法第179条第1項の規定によりまして、平成18年3月31日付をもちまして福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げるとともに、御承認いただこうとするものでございます。

それでは、専決処分書の条例第23号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容について御説明申し上げます。

例規集では1708ページから1710ページになります。

説明につきましては、条例の新旧対照表で説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

改正につきましては、条例附則の部分の改正でございまして、それぞれのアンダーラインが改正点でございます。

初めに、附則の改正に伴う新旧条項の並び替えでございますが、現行の第2項の次に改正後新たに第3項から第6項までを加え、現行の第3項から第10項を改正後第7項から第14項に繰り下げまして、その次に新たに第15項、第16項を加えるものでございます。

第2項は、所得が一定額以下の65歳以上の公的年金受給者の場合、公的年金等所得額から公的年金等控除をし、さらに15万円の特別控除した後の金額を減額判定の基礎とする旨の規定をしているものですが、まず附則第2項の見出しの部分で公的年金等所得にかかる国民健康保険税の減額賦課の特例と改めまして、また条文中、この後新たに4項ほど条文を規定いたしますので、その点についての条文整備をいたすものでございます。

第3項から第6項につきましては新たに規定するものでございまして、第3項につきましてはただいまの第2項の絡みで、先ほど説明いたしました激変緩和措置としての特別控除13万円を加え、平成18年度につきましては第2項、既存の15万円に13万円をプラスした28万円を特別控除しようとするものでございます。

次に、2ページになりますが、第4項につきましては同様に平成19年度についての減額の特例の規定でございまして、本則の15万円に7万円を加えまして22万円を控除することを規定いたしますものでございます。

第5項、第6項につきましては、国民健康保険税にかかる所得割額の算定の特例を規定するものでございまして、公的年金等控除が140万円から120万円に引き下がったことに伴い、65歳以上の公的年金受給者に対する激変緩和を図るもので、第5項につきましては平成18年度は公的年金等所得額から公的年金等控除をするほかに、さらに公的年金等特別控除として13万円の控除をする旨の規定をするものです。

第6項につきましては、同様の内容でございしますが、平成19年度につきましては公的年金等特別控除額を7万円といたす規定をするものです。

次に、3ページ以降になりますが、改正後の第7項から第14項までの規定につきましては、ただいま第3項から第6項まで新たに加えたため、現行の第3項から第10項までが繰り下がったものでございまして、それぞれの条分中の改正点につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれによります条文整備をするものでございます。

次に、５ページから６ページにかけましての第１５項、第１６項につきましては、第１５項条約適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例、第１６項条約適用配当等にかかる課税の特例として新たに規定するものですが、先ほどの福生市税賦課徴収条例の中で説明をさせていただきましたが、新日英租税条約の締結によりまして条約相手国との間での課税上の取り扱いの異なる投資、事業組合等の事業体を通じて利子や配当の支払いがある場合に、当該利子、配当に課税できる旨の規定を準備するものでございます。

改正附則といたしまして、第１項はこの条例の施行期日を平成１８年４月１日からとするものですが、附則第３項から第１０項までの改正規定は平成１９年４月１日から施行しようとするものでございます。

第２項では、改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成１８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成１７年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものと定めさせていただくものでございます。

以上、平成１８年３月３１日をもちまして専決処分をさせていただきました内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり承認くださいますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第４号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第４号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第４号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第６、報告第５号、専決処分の承認を求めることについて〔平成１８年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきまして、報告第５号、専決処分の承認を求

めることについて、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

本案につきましては、平成17年度福生市国民健康保険特別会計の決算見込みの歳入歳出差引額に不足額が見込まれることから、地方自治法施行例第166条の2の規定によりまして、平成18年度福生市国民健康保険特別会計により財源を繰り上げて、平成17年度の不足額に充用させていただくものでございます。

したがいまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、議会を招集するいとまがございませんでしたので、平成18年5月25日付で平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）として専決処分とさせていただきまして、同条第3項の規定によりここに御報告申し上げまして、御承認をいただこうとするものでございます。

今回専決処分をさせていただきました理由といたしましては、平成18年3月定例会におきまして歳入歳出の補正予算額を2億2716万9000円とし、平成17年度の予算総額を50億8588万円とする補正予算をさせていただいたところでございます。

その後、平成17年度の出納閉鎖を迎えるに当たりまして、決算見込額を算定いたしましたところ、歳入総額では48億3112万3000円、歳出総額では50億4089万3000円の決算見込額となりまして、平成17年度の歳入歳出予算総額に対しまして歳入総額では2億5475万7000円、率にして5%の歳入減が見込まれたところでございます。また歳出では予算の範囲内の4498万7000円の執行残額が見込まれたところでございます。そこで実質的な歳出見込額に対する歳入見込額を差し引きいたしますと、2億977万円の歳入不足が見込まれる状況でございました。

このようなことから、地方自治体の会計は赤字決算を行うことができないため、地方自治法施行例第166条の2の規定では、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに当てることができる、この場合においてはそのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されておりますことから、平成17年度の不足見込額を平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）として専決処分させていただいたところでございます。

繰上充用は出納整理期間中に行わなければならないところでございますが、主な歳出でございます医療費の支出が4月21日に支払済となり支出が確定いたしました。また歳入につきましては、平成17年度の国民健康保険税は出納整理期間中の5月31日まで収納されますので、本来であれば5月31日となるわけでございますが、事務処理や補正予算書の作成等の関係によりまして平成18年5月25日付の専決処分とさせていただいたところでございます。

なお、このようなことに至ります原因等でございますが、これは歳出では保険給付費や介護給付費納付金が年々増加の傾向にありまして、特に保険給付費では平成14年10月の制度改正によりまして前期高齢者が老人医療制度から国保へと移行したことに伴いまして医療費の支出が著しく伸びてきております。

そのような状況の中、歳入では所得等が伸びないなどの理由により決算見込調定額が減少したこと、収納率自体も予算収納率を下回ったこと、また税率等改定につきましても医療分につきましてはここ4カ年にわたりまして改定してきているところですが、介護保険第2号被保険者にかかります介護給付金課税額、いわゆる介護分につきまして税率等改定を行ってきていないこと並びに療養給付費交付金の減などが主な要員ではないかと思われます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条で既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億977万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ50億9257万4000円と定めようとするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。初めに歳入でございますが、第1款国民健康保険税について2億977万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては平成17年度福生市国民健康保険特別会計の決算見込額に不足額が見込まれることから、平成18年度予算の歳入を繰り上げ、平成17年度補正額の財源として補正をさせていただきました。繰上充用額の財源につきましては、歳入の確保を行わなければならないことから、国民健康保険税の増収による増額分の補正をいたそうとするものでございます。

以上、歳入合計といたしまして2億977万円を追加いたし、歳入予算総額を50億9257万4000円といたそうとするものでございます。

次に、歳出につきましては説明いたします。

3ページをお願いいたします。

歳入で説明をいたしましたが、平成17年度福生市国民健康保険特別会計の決算見込額に歳入の不足を生じることから、歳出におきまして前年度繰上充用金の科目を新たに設けさせていただきまして、第10款前年度繰上充用金といたし、2億977万を追加させていただく補正でございます。

以上、歳出合計といたしまして2億977万円を追加し、歳出予算総額を50億9257万4000円といたそうとするものでございます。

以上、報告第5号の平成18年5月25日付をもちまして専決処分をさせていただきました平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認をいただきますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第5号は、委員会の付託を省略することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第7、議案第39号、福生市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第39号、福生市行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明いたします。

例規集は328ページでございます。

提案理由でございますが、行政手続法の改正に伴いまして、本条例において引用する当該法律の条について改正する必要があるため、改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、福生市行政手続条例第1条第1項の規定中、行政手続法第38条の規定の趣旨にのっとり規定しておりまして、行政手続法の改正によりまして「第38条」が「第46条」に移行したため、引用条文について改正を行おうとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第8、議案第40号、福生市児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第40号、福生市児童館条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

なお、例規集は1410ページでございます。

まず、提案理由でございますが、御案内のとおり平成15年9月の地方自治法の一部改正によりまして、これまで法令で規定する公共的団体などに限定されておりました公の施設の管理委託が広く民間事業者までに拡大され、地方公共団体の指定を受けることにより管理を行う、いわゆる指定管理者制度による公の施設の管理が可能となったところでございます。

この法改正の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とコストの節減を図るものでございます。

このようなことから、現在の児童館3館の施設等の維持管理及び事業運営、また児童館では学童クラブ事業も実施しておりますことから、学童クラブ事業の運営も含めまして指定管理者制度の導入を検討してまいりましたが、指定管理者制度による児童館の管理により民間の専門的な知識や技術、あるいはノウハウなどが発揮され、市民ニーズに合ったサービスの向上が期待できること、またある程度の経費節減も見込めますことから、平成19年4月を目途に児童館に指定管理者制度を導入しようとするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、現行の第8条を第10条に繰り下げまして、新たに第8条といたしまして指定管理者による管理について、第1項では管理運営上必要があるときは指定管理者に児童館の管理を行わせることができる旨を、第2項では指定管理者が行う業務の範囲を規定し、さらに第9条では指定管理者が行う管理の基準といたしまして、指定管理者は法令、条例等に従い児童館の管理を行わなければならない旨を規定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成18年7月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番(青海俊伯君) 2点ほどお伺いいたします。

第8条の「市長は児童館の管理運営上必要があると認めるとき」とありますが、これは必要があると認めるときというのはどんなときでしょうかというのが1点でございます。

もう1点は、第9条指定管理者は云々でございますが、この児童館の管理運営を行う指定管理者の必要十分条件は何か、その辺の2点お願いいたします。

○福祉部長(星野恭一郎君) それでは、1点目の管理運営上必要と認めたときとい

うことですが、基本的には児童館の管理運営について、市が直営で行うことよりも民間等の能力を活用する方がサービスの向上や経費の節減が見込まれるということであるかと思います。

児童館につきましては、子どもの健全な成長と社会性の育成等の面から重要な位置を占めておりますし、また地域の子育ての拠点といたしましてその存在意義は高まっていると、そんなふうに認識をしております。しかし、その役割は健全育成のための事業の実施に特化しておりますし、また社会環境変化への迅速な対応や、適切なあり方なども求められております。

このようなことから、実施事業の多様化、あるいは保護者等からの要望への迅速かつ確な対応が可能となる体制とするためにも、民間等の活力の導入をいたそうというところでございます。

次に、2点目の児童館の指定管理者としての要件、条件ということでございますが、具体的には今後作成をいたします管理運営基準により条件等を定めていくこととなりますが、一般的な考えということで御理解をいただければと思いますが、まず児童館の管理運営について明確な基本理念を持っているということ、それから施設整備の管理の面で通常の維持管理は当然のことでございますが、災害及び危機管理に対応できるということ、特に児童館でありますから子どもの安全・安心対策が最優先だろうと、そんなふうに考えます。

次に、事業の運営面では児童館事業、条例第3条に規定してございますが、児童館事業に対する専門的な知識、技術等を有しているということ、また管理運営に必要な組織体制や人員が確保できること、さらには一般的ですが、財政基盤が健全であるといったようなことが考えられるのではないかと、以上でございます。

○13番（田村正秋君） ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、例規集の1410ページの中の4条の中では、児童館使用料は無料というふうなことで書かれているのですが、今回指定管理者制度を導入するに当たっていろいろと有料、無料というふうな話もあるのですけれども、これはあくまでも無料というより減免というふうな方向なのかどうなのか、その点の文言みたいなものはどうなのですか。

○福祉部長（星野恭一郎君） 一応児童館は基本的に使用料は取らない、無料という形でございまして、減免ということとはいささかちょっと違うかと、そのように認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第9、議案第41号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 吉野栄喜君登壇）

○教育次長（吉野栄喜君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例の提案理由並びに内容につきまして説明申し上げます。

例規集は1188ページからでございます。

まず、提案理由でございますが、児童館への指定管理者制度導入に伴いまして、田園児童館との併設の田園会館に指定管理者制度を導入する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第4条のただし書きにつきましては、従来の規定では当該施設の管理者を管理者と言っておりますので、今回の指定管理者と明確に区別するため、「当該施設の管理者」を「市長、または教育委員会」に、「管理者」を「市長等」にそれぞれ改めようとするものです。

同様の趣旨で第5条から第11条まで及び第13条の規定の中で、「管理者」を「市長等」へ改めようとするものです。

第15条の規定の中で「及び」を「または」に文言を変更し、「管理者」を「市長等」へ改めようとするものでございます。

現行の第16条を第19条に改めまして、第15条の次に三つの条文を加えようとするものでございます。

新たな第16条第1項では、市長等は会館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に地域会館の管理を行わせることができる規定を盛り込み、第2項ではその場合の業務の範囲を定めようとするものでございます。

第17条は管理の基準でございますが、指定管理者は法令等に従い地域会館の管理をしなければならないとしております。

第18条は読み替え規定でございますが、指定管理者に地域会館の管理を行わせる場合には、第6条の使用許可、第7条の使用の制限、第8条の使用の条件、第9条の使用許可の取り消し等の各規定におきまして「市長等」とあるものを「指定管理者」と読み替えようとするものでございます。

最後に附則でございますが、本条例につきましては平成18年7月1日から施行いたそうとするものでございます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第42号、福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第42号、福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びに内容につきまして説明いたします。

本条例は、福生市の一般職の職員に支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして説明いたします。

条例の第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づきまして、平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例の趣旨を規定いたしております。

第2条におきまして、その支給割合を100分の150とし、再任用職員につきましては100分の75といたそうとするものでございます。これによりまして一般職の職員の6月期に支給いたします期末手当は、期末手当と期末手当の支給月数が1.5カ月と他に条例で定められております勤勉手当0.5カ月と合わせまして、期末勤勉手当といたしまして2.0カ月を支給しようとするものでございます。

ただし、再任用職員6名につきましては、期末手当0.75カ月と条例に定められております勤勉手当0.25カ月とを合わせ、期末勤勉手当といたしまして1.0カ月を支給しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

ちなみに、本条例の制定によります一般職の職員の6月期の期末勤勉手当支給につきまして説明いたします。最高額の職員では143万3100円、最も低い職員は、再任用職員を除きまして、40万1400円となります。支給額の平均は1人当たり89万2520円となりまして、去年同期と比べまして7270円の減額、率にいたしまして0.8%の減となっております。また、支給総額は3億6635万4732円となるものでございますが。

基準日の6月1日現在におけます職員の平均年齢は44歳6カ月、平均勤続年数は21年6カ月でございます。

なお、支給につきましては、6月15日を予定しております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第４２号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第１１、議案第４３号、平成１８年度福生市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第４３号、平成１８年度福生市一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、教育研究事業４事業にかかる歳入歳出予算の追加と、平成１７年度の老人保健医療費の確定に伴う一般会計への繰入金の追加でございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の１ページをお開きをお願いしたいと存じます。

まず、総則、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で既決予算に歳入歳出それぞれに８１７万４０００円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を２１８億４１７万４０００円と定めようとするものでございます。

また、第２項におきましては歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正によることといたしております。

続きまして２ページ、３ページをお願いいたしますが、第１表歳入歳出予算補正につきまして説明を申し上げます。

まず、２ページの歳入でございますが、第１５款都支出金の第３項委託金で３６５万７０００円の追加となっておりますが、教育研究委託事業４事業にかかる教育費委託金でございます。内容といたしましては福生第三小学校が推進校となっております児童の和太鼓を使った表現活動や藍染め体験、それに茶道の体験学習を予定しております日本の伝統文化理解教育推進校事業委託金で８万８０００円の追加、それに福生第一小学校、第四小学校、第五小学校及び第七小学校が調査研究校に内定したことに伴い、不登校や問題行動などの防止等に関する調査研究を行う子どもと親の相談員活用事業委託金が１４０万円の追加、また福生市教育委員会が事業の受託を予定をいたしております引きこもりがちな不登校児童・生徒支援のためのスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金で１２３万５０００円の追加並びに非行による不登校や学校内での問題行動を起す児童・生徒の学校復帰や立ち直りに向けた支援についての調査研究を行う地域行動連携推進事業委託金が９３万４０００円の追加でござ

います。なお、委託金額はいずれも歳出事業経費100%相当額でございます。

次に、第18款の繰入金第1項特別会計繰入金451万7000円の追加は、老人保健医療特別会計繰入金で、平成17年度の医療費の確定に伴う市負担分の精算返還金でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。

歳出の内容でございますが、第10款教育費第1項の教育総務費365万7000円の追加は歳入の委託金と同額でございます。東京都からの委託金による教育研究委託費4事業に伴う事業経費の追加でございます。

次の第13款予備費につきましては、財源調整による451万7000円の追加でございます。

一般会計の補正内容は以上でございます。補正額の合計817万4000円の追加によりまして総額218億417万4000円といたそうとするものでございます。

以上、議案第43号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容についての説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第12、議案第44号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（保険年金課長 田中実君登壇）

○保険年金課長（田中実君） それでは、御指名をいただきましたので、議案第44号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成17年度分の老人医療費の確定に伴いまして、歳入では支払基金交付金、国庫支出金、都支出金及び繰越金、歳出では諸支出金及び予備費のそれぞれを既に受け入れをしております収入額と医療費の確定による実績額との精算を行うための予算措置をさせていただくものでございます。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。恐れ入ります。補正予算書の19ページをお願いいたします。

まず、総則でございますが、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3709万3000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億3576万2000円と定めようとするものでございます。

続きまして、補正予算書20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。

初めに歳入ですが、第1款支払い基金交付金について26万円の増額をお願いするものでございます。この内訳といたしましては、医療費交付金精算分1000円の減額と、審査支払手数料交付金精算分26万1000円の増額でございまして、これにつきましては平成17年度分の医療費の確定に伴います精算により医療費交付金に変換金が生じますことから、歳出において予算措置をさせていただくため科目存値の減額と、審査支払手数料交付金に不足分が生じますことから増額いたそうとするものでございます。

続きまして、第2款国庫支出金につきまして1000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては医療費負担金精算分1000円の減額でございまして、平成17年度分の医療費の確定に伴う精算により医療費負担金に返還金が生じることから、歳出において予算措置をさせていただくため科目存置を減額いたそうとするものでございます。

続きまして、第3款都支出金について、これにつきましては1000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましても医療費負担金精算分1000円の減額でございまして、平成17年度分の医療費の確定に伴う精算によりまして医療費負担金に返還金が生じますことから、歳出において予算措置をさせていただくため科目存置を減額いたそうとするものでございます。

第5款繰越金につきましては3683万5000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては平成17年度歳入歳出決算見込額の差し引きによる前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計といたしまして3709万3000円を増額し、歳入予算総額を32億3576万2000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出につきまして説明いたします。

恐れ入ります。21ページをお願いいたします。

第2款諸支出金第1項償還金及び還付金について3258万1000円の増額をお願いするものでございます。この内訳といたしましては、平成17年度分の医療費の確定に伴う精算によりまして国庫支出金精算返還金233万円、都支出金精算返還金855万円と、支払基金精算返還金2170万1000円となっております。

続きまして、第2項他会計繰出金451万7000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては平成17年度分の一般会計からの繰入金の精算に伴います返還分でございます。

続きまして、第3款予備費5000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、科目存置の減額等に伴います財源調整でございます。

以上、歳出合計といたしまして3709万3000円を増額し、歳出予算総額を32億3576万2000円と定めようとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第13、議案第45号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 高橋保雄君登壇)

○助役(高橋保雄君) 御指名をいただきましたので、議案第45号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明申し上げます。

本案件は、教育委員会委員として12年の長きにわたり市の発展に貢献されました福生市武蔵野台二丁目2番地7、山田豊氏を福生市表彰条例第3条第1項第3号の該当者として自治功労表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第45号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第14、議案第46号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 高橋保雄君登壇)

○助役(高橋保雄君) 御指名をいただきましたので、議案第46号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明申し上げます。

本案件は、農業委員会委員として12年の長きにわたり市の発展に貢献されました福生市大字福生199番地、原島洋二氏を福生市表彰条例第3条第1項第3号の該当者として自治功労表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第46号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして御説明申し上げます。

本案件は、福生市表彰条例第4条第1項に該当いたすものが26件、同条第3号に該当いたすものが1件、同条第4号に該当いたすものが1件でございまして、福生市表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決を賜りたく御提案申し上げた次第でございます。

初めに、福生市表彰条例第4条第1号といたしまして、農業委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字福生1153番地、古谷潔氏。次に都市計画審議会委員として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川736番地、森田龍幸氏。次に学校薬剤師として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字福生2356番地、長岡初代氏。同じく福生市北田園二丁目12番地4シルバーピア北田園105号室、熊谷文子氏。次に交通安全推進委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市志茂18番地、加藤繁男氏。同じく福生

市大字熊川283番地、石川博氏。同じく福生市大字熊川684番地、齋藤清氏。同じく福生市大字熊川1024番地1、中村生子氏。同じく福生市大字熊川553番地8、小林と志子氏。同じく福生市大字熊川1389番地、高森豊允氏でございます。なお、高森氏におかれましては御不幸にして平成18年2月8日にお亡くなりになっております。次に保護司として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市加美平三丁目20番地1、八巻稔氏。次に体育指導委員及び消防団員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字熊川1066番地1アネックスヒル303号室、佐藤淳二氏。次に消防団員として多年にわたり消防行政に貢献された方や、現在もなお御活躍されている方々でございまして、福生市北田園一丁目7番地5サンビュー北田園309号室、町田高司氏。同じく福生市大字福生2321番地2ポニーコーポラス504号室、細谷誠氏。同じく福生市大字熊川867番地28コーポ谷合101号室、坂本稔氏。同じく羽村市川崎一丁目1番5号MAC羽村コートⅡ701、山本博司氏。同じく福生市大字熊川43番地2、小川晃周氏。同じく福生市大字熊川454番地4ヴェルドミール23-108号室、福岡伸之氏。同じく福生市大字福生1031番地、坂本勝氏。同じく福生市大字熊川252番地、櫻井健司氏。同じく福生市牛浜62番地2、田代真治氏。同じく福生市大字福生655番地1、田村利光氏。同じく福生市大字福生670番地1ガーデンハイツ305号室、松村直人氏。同じく福生市大字熊川95番地熊川住宅734、相羽則男氏。同じく福生市大字熊川607番地、森田忠嗣氏。同じく福生市大字福生421番地、村野達也氏。

次に、表彰条例第4条第3号に該当いたすものでございまして、福祉行政の重要性を深く認識され、福祉支援用軽自動車及び自動体外式除細動器の購入資金として多額の現金を寄附されました福生市牛浜142番地6、石山三郎氏でございます。

次に、表彰条例第4条第4号に該当いたすものでございまして、福生市大字熊川655番地、野島春子氏ですが、多くの市民の健全な余暇利用と緑地保全の重要性を深く認識され、家庭菜園として土地を無償で提供している行為に対しまして表彰しようとするものでございます。

以上、福生市表彰条例第4条第1号、第3号及び第4号の該当者として一般表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第４７号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第１６、議案第４８号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第４８号、市道路線の廃止について説明させていただきます。

今回お諮りいたしますのは、市道第１７号線の全部廃止でございます。別紙資料に案内図等を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

当該路線の場所は、都営熊川アパートの西側付近で、わらつけ街道からＪＲ八高線までの区間の行き止まりの道路でございます。起点が「福生市大字熊川字武蔵野１１３５－２番地先」から終点は「福生市大字熊川字武蔵野１３３８－５番地先」で、幅員２．１２メートル、延長１１．２３メートル、面積２３．７６平方メートルでございます。

この道路の隣接地主より払い下げの申し出があり、現在は一般の交通の用に供されていないことから、道路法第１０条第１項の規定に基づき全部廃止をしようとするものでございます。

なお、拡大図をもう一度ごらんいただきたいと思います。廃道予定路線に隣接しております１１３．６の５番、６番、７番と１３３８の５番につきましては、平成１４年４月に地方分権一括法に基づき国より譲与を受けておりまして、この部分は道路認定をしておりますが、廃道を予定している部分と合わせて隣接地主に払い下げを行う予定でございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４８号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第１７、陳情第１８－６号、児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書を議題といたします。

陳情第１８－６号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 日程第18、陳情第18-7号、学童保育に関する陳情書を議題といたします。

陳情第18-7号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

委員会審査のため明10日から22日までの13日間休会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、明10日から22日までの13日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月23日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時5分 散会

## 請願書の取り下げ願いについて

平成 16 年 2 月 20 日付で提出しました「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出に関する請願書については、現在国で、容器包装リサイクル法の改正法案が、衆議院、環境委員会の審議を終え、採択されたことにより、請願内容的に時期を逸してしまいましたので、今回取り下げさせていただきます。

改正の内容は、19 項目にわたる付帯決議（例えば、ファーストフード店の紙食器類を再使用できるものにするよう働きかけることなど）が委員会の全員一致で採択されたものの、排出抑制と再生利用（リサイクル）を掲げたのみの政府案がそのまま採択され、製造事業者の責任については盛り込まれず、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）を優先とした形にはなりませんでした。

この請願に関しても、福生市議会において、2 年もの長きにわたり継続審査となっていました。請願趣旨へのご理解が得られず、意見書提出に至らなかったことは非常に残念です。

今後、福生市として先駆的な廃棄物減量の取り組みがされますように、ご尽力いただくことをお願いし、請願の取り下げをしたいと存じますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

平成 18 年 6 月 1 日

請願者代表

福生容器包装リサイクル法の改正

を求める実行委員会

福生市福生 870-6-606

佐 藤 雅 子 ㊞

福生市福生 1718

高 崎 理恵子 ㊞

福生市福生 2145 N-3

岡 本 法 子 ㊞

紹介議員 阿 南 育 子 ㊞

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

